

議案第 1 2 号

刈谷市図書館条例施行規則の一部改正について

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 6 年 4 月 2 2 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市図書館条例施行規則（昭和 4 5 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

刈谷市城町図書館 刈谷市富士松図書館	4 月から翌年 3 月まで	午前 1 0 時から午後 6 時まで
-----------------------	---------------	--------------------

」

を

「

刈谷市富士松図書館	4 月から翌年 3 月まで	午前 1 0 時から午後 6 時まで
-----------	---------------	--------------------

」

に改める。

第 1 0 条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条中「記載事項」を「交付を受けた者は、氏名、住所、電話番号等」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 7 条関係）

貸出券申込書

刈谷市中央図書館長		申請日	年 月 日
フリガナ			生 年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	第 1 順位 () —	第 2 順位 () —	

通勤・ 通学先	名 称		電話 番 号	() —
	所在地			

※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。

帰省先等	住 所	
	電話 番 号	() —

様式第4号（第7条関係）

（表）

貸 出 券 刈谷市中央図書館

（裏）

・本を借りるときは、この券が必要です。 ・氏名、住所、電話番号等の変更をしたとき又は券を無くしたときは図書館へご連絡ください。 ・この券を他人に貸したり、譲ったりしないでください。 ・この券を拾われた方は、お手数ですが図書館へご連絡ください。 中央図書館 (0566)25-6000 富士松図書館 (0566)26-1616

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市城町図書館の廃止に伴い必要があるからである。

承認第 6 号

専決処分について

刈谷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日 提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 7 号

専決処分について

刈谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日 提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 9 号

専決処分について

刈谷市公民館長の解職及び任命について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日 提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 10 号

専決処分について

刈谷市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 1 1 号

専決処分について

刈谷市図書館協議会委員の解職及び任命について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日 提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 12 号

専決処分について

刈谷市スポーツ推進審議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 13 号

専決処分について

刈谷市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 14 号

令和 6 年 4 月刈谷市議会臨時会提出議案（工事請負契約の締結）に
関する意見について

令和 6 年 4 月刈谷市議会臨時会提出議案（工事請負契約の締結）に関しては、教育長による事務の臨時代理により意見ない旨を回答したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年4月12日提出

刈谷市長 稲垣 武

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ他天井改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市築地町荒田1番地 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 天井改修工事
(2) 照明器具LED化工事 |
| 4 | 請負契約金額 | 715,990,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市昭和区南分町3丁目46番地
滝藤建設株式会社
代表取締役 滝 和 弘 |

提案理由

この案を提出したのは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ他 天井改修工事

ウィングアリーナ刈谷のメインアリーナ、卓球場、エントランスホールの耐震補強を目的とした天井改修及び照明のLED化工事と、館内空調機器の改修工事を行う予定です。

■ 概要

- 工事面積 3,340㎡（メインアリーナ）
507㎡（卓球場）
966㎡（エントランスホール）
- 工 期 令和6年4月16日～令和7年3月14日
- 設計額（予定価格） 778,250,000円
- 工事費（落札額） 715,990,000円（税込）
- 請負率（落札率） 92%
- 請負先 滝藤建設株式会社



【ウィングアリーナ刈谷】



【ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ】



【ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ天井裏】

承認第 15 号

専決処分について

刈谷市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

承認第 16 号

専決処分について

刈谷市歴史博物館協議会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙は省略